

議員提出議案第9号

刑事訴訟法における再審規定（再審法）の改正を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年12月14日

提出者 西東京市議会議員 納 田 さおり

賛成者 西東京市議会議員 森 しんいち

西東京市議会議員 大 竹 あつ子

西東京市議会議員 後 藤 ゆう子

西東京市議会議員 かとう 涼 子

西東京市議会議員 田 村 ひろゆき

西東京市議会議員 長 井 秀 和

刑事訴訟法における再審規定（再審法）の改正を求める意見書

再審とは、罪を犯していないにもかかわらず、有罪判決を受け、犯罪者として法の制裁を受けている冤罪被害者を救済するために、一定の要件の下で裁判のやり直しを認める制度のことをいう。

その手続を定めた法律が、刑事訴訟法「第四編 再審（第四百三十五条―第四百五十三条）」であり、「再審法」と呼ばれる。

昨今、通常審の刑事裁判は、被疑者国選弁護制度の創設・拡充や、取調べの可視化、公判前整理手続の導入に伴う証拠開示制度の一部採用、裁判員裁判の導入などにより大きく進展してきた。

しかし、再審法については、冤罪被害者救出の最終手段であるにもかかわらず、昭和24年に現行の刑事訴訟法が施行されて以来、70年以上にわたって一度も改正がなされておらず、様々な課題が生じている。

特に大きな課題となっているのが、再審における証拠開示である。

通常審の段階で公判に提出されなかった裁判所不提出記録の、再審における証拠開示は、判決を覆す大きな原動力となり、多くの無罪判決にも寄与してきたが、現行の刑事訴訟法に明文規定は存在しない。

このため、極めて重要な手続であるにもかかわらず、再審における証拠開示は各裁判所の判断によって行われ、格差が生じており、法の下での平等原則に基づく、統一的な運用を定める法制化が急務である。

なお、平成28年の刑事訴訟法一部改正における附則第9条第3項において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示、（中略）について検討を行うものとする」とされているが、いまだ刑事法検討会の議題に上がっていないため、早急な対応を求めたい。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより、冤罪被害者救済に遅滞が生じる事態となっている。近年では、再審開始を認める即時抗告審の決定に対して、検察官が最高裁まで特別抗告を行い、その結果、長期間にわたって再審開始決定が確定しない状況となった事件が複数ある。

再審手続の長期化は、冤罪被害者本人や、再審請求人である冤罪被害者の親族らの高齢化にも直結し、場合によっては再審を待たず、死亡に至るケースもある。

冤罪被害者の早期救済を実現するためにも、ドイツでは50年以上も前に禁止されている検察官の不服申立ての在り方を検討し、状況に応じて是正する必要がある。

冤罪は、罪のない人の暮らしと人生、生命さえ奪うものであり、絶対にあってはならないが、冤罪が発生した場合に備え、人権尊重の規範にのっとった被害者救済制度を確立するのは当然のことである。

よって、西東京市議会は、冤罪に関する刑事法検討会を早急に立ち上げ、その議論を踏まえた上で、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

西東京市議会議長 酒井 一郎

提出先 内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長